

概要

被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は平成〇年から住宅販売に伴う営業の業務に従事していたが、勤務していたA営業所の閉鎖に伴い、平成〇年〇月からB営業所へ、さらに平成〇年〇月にはC営業所へ配置換えとなった。

被災者はB営業所に転勤したころから営業成績が低下し始め、気分的に落ち込むようになり、上司との激しい口論や車上荒らしに遭う等の出来事が相次ぎ、疲労感、深夜覚醒等を訴えるようになった。C営業所へ転勤してからも体調は回復せず、平成〇年〇月に〇病院を受診し「うつ病」と診断された。

職場復帰するもその翌月ころから躁状態に転じ、その後うつ状態となり再休業して療養を続けていたが、平成〇年〇月〇日に自宅マンションで自殺した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は被災者が業務上の事由により精神障害を発症し、自殺したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は業務に起因する精神障害により自殺するに至ったものであるにもかかわらず、原処分は、その病名及び発症時期を誤って認定したことから業務外とされたものである。

したがって、業務上の疾病には該当しないものと判断した監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

被災者はICD-10診断ガイドラインに示されている「F31 双極性感情障害（躁うつ病）」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

被災者がB営業所からC営業所へ転勤したことについては「転勤をした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

C営業所は閉鎖したA営業所に代わる営業所であり、事実上の出戻りであって、一般的な転勤に比して不安感、緊張感等の心理的負荷は少ないと考えられるため、心理的負荷の強度について「Ⅰ」に修正する。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

転勤に伴う顕著な変化は皆無であり、特別な出来事も無いことから、心理的負荷が「特に過重」であったとは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

特にとりあげるべきものは確認されない。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「Ⅰ」であり、「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「強」とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人から提出のあった意見書は、限られた時期における被災者の行動より所見したものと判断されることから採用しないこととし、その他の医証等から、原処分庁と同じく、被災者はICD-10診断ガイドラインに示されている「F31 双極性感情障害（躁うつ病）」を平成〇年〇月に発症していると認める。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

「転勤をした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

C営業所は閉鎖したA営業所に代わる営業所であり、事実上の出戻りであって、一般的な転勤に比して不安感、緊張感等の心理的負荷は少ないと考えられるため、心理的負荷の強度について「Ⅰ」に修正する。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

転勤に伴う顕著な変化は皆無であり、特別な出来事も無いことから、心理的負荷が「特に過重」であったとは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

特にとりあげるべきものは確認されない。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、また、特別な出来事も認められないことから、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った遺族補償給付及び葬祭料を支給しないとした旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。